

6. 高医療費市町村における運営の安定化計画の実施状況

(1) 事業の概要

高医療費市町村における運営の安定化計画の作成は、平成22年5月の国保法改正により、従来の安定化計画制度(昭和63年の法改正による取り組み)が廃止され、新たに、都道府県が策定することができる「広域化等支援方針」に基づく取り組みとなっている。

国保法第68条の2 国保法施行規則第32条の8

本県の場合、平成22年5月の法改正後、平成24年度までは、従来制度の県指定(準指定)の基準であった、地域差指数が1.10を越える市町に対し、安定化計画の作成を求めてきたが現在は作成を求めている。

なお、本県には、医療に要する費用の額が厚生労働省令で定める基準を超えて著しく多額な市町はない。

(2) 安定化計画の作成状況【25年度以降は指定していない】

平成24年度指定(平成22年度実績医療費) 12市町

長崎市、佐世保市、島原市、諫早市、大村市、壱岐市
西海市、雲仙市、南島原市、時津町、川棚町、波佐見町

(3) 地域差指数が1.10を超える市町の状況

平成26年度実績医療費 12市町

長崎市、佐世保市、島原市、諫早市、松浦市、壱岐市
西海市、長与町、時津町、東彼杵町、川棚町、波佐見町

平成27年度実績医療費 11市町

長崎市、佐世保市、島原市、諫早市、松浦市、壱岐市
南島原市、長与町、時津町、東彼杵町、川棚町

平成28年度実績医療費 11市町

長崎市、佐世保市、島原市、諫早市、松浦市、壱岐市
西海市、南島原市、時津町、東彼杵町、川棚町

(4) 医療費適正化対策への支援

長崎県では、市町が行う医療費適正化の取り組みに対し、都道府県調整交付金による支援を行っている。

(医療費適正化特別対策事業)

- ① 国民健康保険事業の運営の安定化計画作成及び推進に関する事業
- ② 職員等の研修啓発に関する事業
- ③ 医療費通知に関する事業
- ④ レセプト点検体制の充実・強化に関する事業
- ⑤ 医療費分析等、調査研究に関する事業
- ⑥ 国民健康保険被保険者指導等の徹底に関する事業
- ⑦ 上記以外の医療費適正化に資する事業
- ⑧ その他特別の事情がある場合

表24 高医療費市町村の地域差指数の推移

市町名	24年度指定 H22実績医療費	指 定	(H25実績医療費)	(H26実績医療費)	(H27実績医療費)	(H28実績医療費)
長崎市	1.282	◎	1.257	1.280	1.279	1.274
佐世保市	1.169	◎	1.134	1.113	1.116	1.127
島原市	1.151	◎	1.118	1.158	1.122	1.104
諫早市	1.352	◎	1.342	1.249	1.228	1.229
大村市	1.106	◎	1.082	1.088	1.069	1.080
平戸市	1.071		1.040	1.066	1.087	1.084
松浦市	1.085		1.166	1.116	1.163	1.117
対馬市	0.960		1.042	1.040	1.008	0.943
壱岐市	1.120	◎	1.170	1.144	1.137	1.177
五島市	1.037		0.935	0.968	0.982	0.990
西海市	1.101	◎	1.096	1.106	1.090	1.137
雲仙市	1.103	◎	1.058	1.068	1.086	1.031
南島原市	1.101	◎	1.091	1.099	1.123	1.105
長与町	1.073		1.059	1.113	1.114	1.098
時津町	1.143	◎	1.143	1.215	1.193	1.173
東彼杵町	1.032		1.203	1.157	1.184	1.172
川棚町	1.265	◎	1.236	1.135	1.143	1.121
波佐見町	1.120	◎	1.097	1.103	1.096	1.070
小値賀町	0.749		0.811	0.883	0.948	0.909
佐々町	1.092		1.031	1.034	1.055	1.034
新上五島町	1.018		1.015	1.050	1.041	1.046
計	国-0、県-12					

(注) ■：国指定 ◎：県指定（二次取組） ○：県指定（一次取組） 20年度指定以降、一次・二次の区分なし

(注) 平成22年国保法改正により国指定の制度は廃止。（旧指定制度による指定は22年度指定まで）